安心社会を支える税制改革を実現するために

税制改革に対する生保労連の考え方

少子・高齢化の進展に伴い、政府において社会保障制度改革が進められています。こうした中、2012年8月に施行された社会保障制度改革推進法において、改革を進めるにあたっての基本的な考え方として、「公的保障と私的保障の最適な組合せ」が示されています。今後、国民の生活保障を支えるために、公助である社会保障制度とともに、自助である私的保障の役割がますます重要となっています。

わたしたちは、国民・勤労者の生活保障を支え、21世紀の少子・高齢社会を「安心と活力のある社会」とするために、以下の考え方に基づく税制改革を進めるべきと考えます。

国民の生活保障をめぐる現状

不安定化する国民生活

生命保険の世帯加入率は90.5%となっていますが、厳しい経済・雇用情勢を背景とした家計収入の減少等により、低下傾向にあります。このことは特に若年層において顕著となっています。今後、十分な保障を得られない層が増加し、国民生活全体の不安定化につながることが懸念されます。

◆ 生命保険の世帯加入率

	全年齢	～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳～
2012年	90.5%	76.6%	91.9%	93.5%	89.7%
2003年	89.6%	71.4%	91.7%	94.1%	88.8%
1994年	95.0%	89.4%	97.1%	96.9%	93.7%

出所:生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」

高まる老後生活に対する不安

公的年金や退職金・企業年金の見直し等により、老後生活に対する不安はますます高まっています。

老後資金の充足感をみると、「充足感なし」と感じている層が「充足感あり」とする層を大きく上回っている状況にあります。

◆ 老後保障に対する充足感

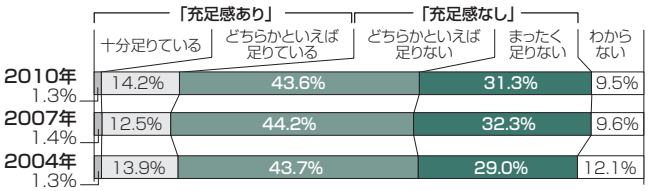

出所:生命保険文化センター「生活保障に関する調査」

わたしたちの基本的な考え方

安心社会を支える税制改革の実現を

公的保障と私的保障の適切な組合わせ（公私ベストミックス）による生活保障システムの確立が不可欠です。とりわけ、社会保障制度全体の「負担」と「給付」をめぐる厳しさや急速な高齢化等を踏まえると、国民一人ひとりの将来に向けた「自助努力」の果たす役割が今後ますます重要となることは明らかです。それゆえ、わたしたちは、国民一人ひとりの自助努力に対する税制上の支援を積極的にはかる必要があると考えます。

国民の生活実態への配慮を

個人所得課税については、これまで政府の検討において各種所得控除の見直しなどが示されていますが、控除制度を一律的に見直すことは、国民・勤労者への大幅増税にもつながり、持続的な経済成長を妨げる要因ともなりかねません。

わたしたちは、各種控除制度のあり方を検討する際には、個々人の租税負担力に十分配慮しつつ、各制度の創設趣旨や目的、政策的効果等を慎重に見極めることが必要であると考えます。

◆ 生命保険料控除の重要性について

Q 公的保障（遺族保障、老後保障、医療保障、介護保障）を補うために、生命保険を活用し、必要な備えを準備（自助努力）していく上で、生命保険料控除の役割（税負担水準の軽減等）について、貴方の考え方はAとBどちらに近いですか。

A：重要である　B：重要でない

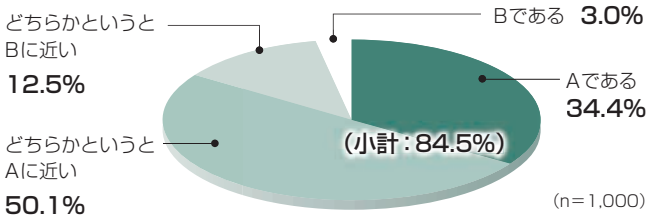

出所：生保労連「生保関連税制に関する調査」（2011年9月～10月）結果

わたしたちの提言

Our Proposal

国民・勤労者の生活を支える税制支援策の拡充を

社会保障制度をめぐる環境が厳しさを増す中で、社会保障制度を持続可能となるよう改革を進めるとともに、国民・勤労者一人ひとりの「自助努力」を支援することがますます重要となります。

国民・勤労者の生活を支えていくため、「公的保障」に加え、「私的保障」の一層の充実をはかる必要があることから、国民・勤労者の自助努力に対する税制上の支援を積極的にはかるべきであると考えます。

生命保険料控除制度の安定的な運営を

21世紀の少子・高齢社会において、国民一人ひとりの「自助努力」を支える政策税制として「生命保険料控除制度」の重要性はますます高まると考えます。

わたしたちは、遺族・医療・介護・老後保障への多様なニーズに対応するため、国民が各生活保障を幅広く準備できる制度（新たな保険料控除制度）を創設することを要望してきました。

こうした中、平成22年度税制改正において、わたしたちの要望内容に沿った生命保険料控除の拡充が盛り込まれ、2012年1月より、新たな生命保険料控除制度が適用開始となりました。（右図参照）。

わたしたちは、「自助努力」による生活保障を支援し、国民の安心と生活の安定を支えるため、生命保険料控除制度を、国民が安心して利用できるよう、安定的に運営することが重要であると考えます。

また、国民の自助努力支援のため、今後の社会保障制度改革の動向などを踏まえて、同控除の制度拡充についても検討する必要があると考えます。

◆ 新たな生命保険料控除制度（2012年1月契約から適用開始）

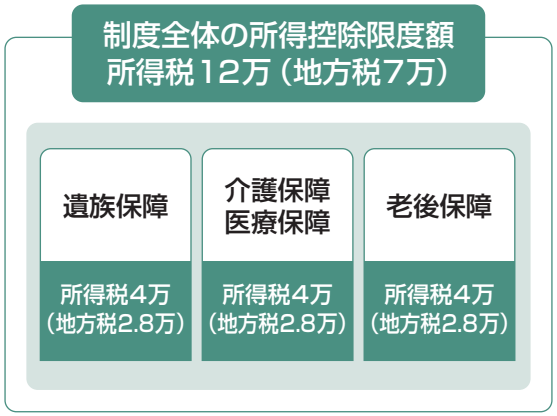

※2011年12月以前の契約については、旧制度を適用

働き手を失った遺族の生活改善に向けて死亡保険金の相続税非課税措置の拡充を

働き手を失った遺族の収入状況は非常に厳しい実態にあります。また、今後の経済情勢や雇用に関する動向等によっては、当該家庭の家計は一層厳しくなることも懸念されます。また公的遺族保障については、例えば子ども1人の世帯の遺族基礎年金は1カ月あたり約8万5千円であり、生活資金必要額を賄う上ではけっして十分ではありません。

こうした状況を踏まえ、遺族の生活資金を確保すべく、死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額に「配偶者分500万円+未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算し、その拡充をはかる必要があると考えます。

金融所得をめぐる課税のあり方について

金融所得をめぐる課税のあり方については、中立性や簡素化等の観点から、「金融所得課税の一体化」の是非が議論の俎上に載せられています。これらに対してわたしたちは、①金融・保険商品それぞれの性質に応じた現行の課税体系には合理性があること、②損益通算における恣意的利用等、税負担を意図的に軽減する懸念があること等から、わが国において「金融所得課税の一体化」は当面行うべきではないと考えます。